

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容	意見への回答
1	2	第1	4	(3)		創意工夫の発揮について	創意工夫の発揮を促す為に、評価基準の各項目に、「民間独自の創意工夫」などの評価指標を設けられることを薦めます。	ご意見として承ります。
2	3	第1	5	(2)		事業スケジュール	ファミリープールとテニスコートの維持管理運営期間が事業者提案の場合、事業期間の設定に伴う入札コストに大きな影響がでけますので、期間の設定をお願い致します。	ファミリープールとテニスコートの維持管理運営期間につきましては、要求水準に示す期間の範囲内で、事業者提案とします。
3	7	第1	10	15)		50m国内基準競泳プール	用語定義には「屋外」とありますが、実施方針説明の回答では「提案により屋内も可能」とあります。屋内外の決定は貴県で行っていただきたいと考えます	ご意見として承りますが、50mプールについては、屋内外は、事業者提案とします。
4	12	第2	1	(5)	ア)	統括管理責任者の配置	統括管理責任者を業務期間中にわたり本施設に常駐することが条件のように読めますが、設計期間に現地施設に常駐することは業務効率を低下させますし、建設期間中についても、費用対効果を考えると、常駐は高コストになると思います。事業費の圧縮の為に、特に、設計・建設期間については常駐条件をつけない方が良いと考えます。県との良好なコミュニケーションの方法を評価されたら如何でしょうか。	ご意見を踏まえ、統括管理責任者の常駐開始時期を(現場事務所設置済みであって)建設工事着工時からといたします。 なお、本事業では、既存施設の維持管理・運営はH24年4月からの実施となることから、概ね同時期には建設工事の着工もなされるとの想定も勘案し、統括管理責任者の配置を規定したものです。
5	12	第2	1	(5)	イ)	統括管理責任者に関する望ましい固定期間	維持管理運営期間において、供用開始から3年まで統括管理責任者の変更を認めないとのことですが、供用開始後の利用状況を踏まえて柔軟な対応をしていくことこそが本質であり、3年の固定期間設定の妥当性に疑問を感じますので、「できる限り変更しない」への変更をお願い致します。	全施設の供用開始(グランドオープン時)以降、やむを得ない理由がある場合、かつ、県と協議して合意を得た場合に限り、統括管理責任者の変更を認めるものとします。
6	20	第3	1	(3)		井水	本事業への井水の使用につきまして、掘削リスク・水質リスク・枯渇リスクなどは事業地に起因するリスクであり事業者がコントロールできないリスクとなります。 井水の使用を認めるのであれば、上記リスクを県が負われることが条件になるかと考えます。(県としてリスクを負いかねるのであれば、井水の利用は認めるべきではないと考えます)	井水リスクにつきましては、事業者自らの判断に委ねさせていただきます。
7	21	第3	1	(4)	イ)	競技施設	可動床を採用するかしないかでは本事業への影響は大きいと考えます。	可動床の採用の可否は、事業者のノウハウによる判断が有益だと想定していることから、事業者提案とします。
8	26	第3	2	(1)	ア)	配置計画	公園敷地内に県道が通っていること、駐車場の配置・面積・アクセス等を考慮すると、県道を挟んで南北に新施設を分散化させる配置が利用者にとって望ましいと考えます。	新施設の南北配置の計画については、事業者提案の範囲とできるような、関係する表現を訂正していきます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容	意見への回答
9	26	第3	2	(1)	イ	平面・導線計画	「50m競泳プールとレクリエーションプールの移動が容易」とありますが、隣接させるならば、レクリエーションプールのアナウンス等で競技の妨げになることが危惧されます。	屋内プールと50mプールは隣接することとします。
10	26	第3	2	(1)	イ	平面・導線計画	「現地説明会時、レクリエーションプールの水面積拡大のため、50m競泳プールを解放する」とご説明がございましたが、混雑が予想される土日曜は競技会が多く開催されているため、効果が低いと考えます。	事業者において適切に判断し、より良い提案を期待しています。
11	26	第3	2	(1)	イ	平面・動線計画	4番目の・ 「屋内プール、50mプール、レクリエーションプールとの間の移動が容易で、～」とありますが、競泳用プールとレクリエーションプールが隣接した場合、真剣に水泳に取り組んでいる人がいるプールに、遊びに来ている人の歓声や音楽が聞こえるプールの配置はいかがなものでしょうか。目的が違う人たちが来るプール間の移動が容易にする必要はなく、反対に離れたほうがよいのではないのでしょうか。仮に50mプールを競技に使用していない時に、レクリエーションプールとして使用する場合、水深の違いによる安全性にも問題があるように思います。	事業者において適切に判断し、より良い提案を期待しています。
12	32	第3	2	(2)	イ	各施設・各諸室の要求水準	50m国内基準競泳プールは10コース以上の水準となっています。これは短辺25mでの公認も十分に可能なスペックであり公認取得は得策だと考えます。可動壁の設置など手段はありますが、大変高価なため、水面積の見直しを行っていただきたいと考えます。	短辺25mの公認取得は想定していません。よって、水面積は要求水準書(案)のとおりとします。
13	32	第3	2	(2)	イ	各施設・各施設の要求水準	50m屋外プールの水面積1,300㎡以上ですと、50m×26mとなります。26mという寸法は中途半端な数字に思われ、1コース幅を2.5mとして9コースになります。50m×25mとした方が、プール横方向で25mの練習に利用できるのではないのでしょうか。	10コースで両端コースロープからの余裕を見込んでいます。
14	37	第3	2	(2)	イ②	公園機能施設／園路	園地の照明については、整備費用・維持管理費用にも大きく影響するため、要求水準の表現を明確にされた方が良いと考えます。また、照明の電気代の節減、及び防犯面から、積極的に消灯することも検討して、点灯条件なども示して頂ければと考えます。	ご意見として承り、入札公告まで検討します。
15	37	第3	2	(2)	イ②	公園機能施設／大型遊具	「運動公園として相応の規模」とありますが、要求水準を明確にして頂きたいと考えます。	園地のシンボルとなるような、規模(設置範囲が約100㎡以上)で、かつ、スライダー・ラダー・ネット・トンネル・アーチ・ブリッジ・ステップなどの複合的な機能を有し、奈良県の特徴盛り込んだ大型複合遊具を希望しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容	意見への回答
16	43	第3	2	(5)	キ)	入退場管理設備	入退場管理システム・設備を導入することが規定されておりますが、入退場のチェック・入場者数のカウントを行うことが趣旨と理解しましたので、システム・設備によらない人的な管理(=入退場管理設備の未導入)も可能としていただきたくお願い致します。	基本は「入退場管理設備設置」を想定しています。ただし、機械管理と同等以上の管理が可能であれば、人的管理等も可とします。
17	43	第3	2	(5)	キ)	入退場管理設備	設備内容について具体的に記載されるべきであると考えます。本事業への影響は大きいと考えます。	入退館設備については、券売機、入場ゲート、精算機及び集計のためのパソコン等を想定しています。
18	44	第3	2	(5)	(入)	テレビ電波障害防除装置	電波障害には、障害の程度や対象範囲、そのその発生可能性や発生時期など不確定なものが多く、現実としてリスク管理が難しいものと考えます。また、これらの障害については発生に対応するのではなく未然に防止することも、近隣県民への行政サービスとして必要であると考えます。上記より、テレビ電波障害防除施設の設置については標準として要求水準に盛り込むことをご提案致します。	ご意見として承ります。
19	51	第4	1	(3)		業務の対象範囲	「※テニスコートと野球場については、平成22年度に県が実施する予定の一部改修工事において残存した部分の改修工事を業務範囲に含める」とありますが、業務範囲を明確にしてください。	ご質問の内容に係る配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
20	55	第4	2	(2)	イ)	協議に起因する遅延	関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者が責任を負うこととありますが、事業者でコントロール不能な部分を含んでおり、事業者に起因する遅延との制限を設けて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
21	59	第4	2	(2)	キ)	県による完成検査	県が竣工検査、試運転等の検査終了後の、県が指定する検査員の検査について具体的な内容・費用の明示をお願いいたします。	県の検査基準に基づき実施する予定です。
22	62	第4	2	(3)	ア)	解体撤去工事業務	正確な事業費算出の為、解体・撤去工事の範囲である、ファミリープール、フラワーセンターの既存施設の設計図書の公表をお願いいたします。	ご質問の内容に係る配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。
23	63	第4	2	(3)	ウ)⑤	解体・撤去工事の留意事項	アスベスト・PCBの有無については、事前に明確にして頂き、新たに発見された場合には、別途精算することとされることを薦めます。あいまいなまま事業者の業務範囲にすると、最大費用を見込むことになり入札金額が高くなります。	アスベスト・PCB調査の結果、使用していない結果となっています。資料の配布開始日は本回答日とします。ご希望の方は添付の申し込み書によりFAXまたはメールで事務局にご連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容	意見への回答
24	70	第5	1	(9)		大会開催時の維持管理業務について	「県又は県内公共団体が主催する各種大会開催時の維持管理業務については(中略)追加で発生した費用は事業者負担とする。」とありますが、混乱無く利用者を誘導することなどは、十分であるか否か人によって見解が分かれるものです。どの程度実施すべきか、また15年間でどの程度開催されるかを正確に予測し、費用を試算するのは極めて困難であり、事業者によるバラつきも予想されます。当項目については除外していただくか、一定の基準を設けて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、大会開催時の運営は主催者が全て実施することを想定しています。過去の大会開催実績は要求水準書(案)添付資料⑨大会一覧表に示すとおりですので、参考にしてください。
25	70	第5	1	(9)		大会開催時の維持管理業務について	「追加で発生した維持管理に係る費用は事業者負担とする」との記載がありますが、ここにおける「事業者」とはPFI事業者でしょうか？それとも大会事業者でしょうか？PFI事業者を示す場合、業務の前提(業務水準)を上まわる業務を事業者を示すものであり、その費用を事業者負担とすることは、事業者は無償業務を指示していることになると考えます。	PFI事業者です。なお、大会開催時の運営は主催者が全て実施することを想定しています。過去の大会開催実績は要求水準書(案)添付資料⑨大会一覧表に示すとおりですので、参考にしてください。
26	76	第5	2	(5)	ウ)	要求水準	園地は広大な面積であるため、要求水準が明確でないと、モニタリング時にも問題となりますし、金額に大きな差が出ると考えます。「現状の指定管理と同程度」など、見積もりが可能な要求水準として下さい。	浄化センター公園管理運営業務仕様書及び維持管理基本水準書は入札公告時に公表する予定ですので、参考としてください。
27	83	第6	1	(8)		業務報告書	年次総括書の提出について、翌年度4月末までに作成することはほぼ不可能であるため、翌年度5月末までの提出にいただきたいと考えます。	ご意見として承りますが、4月末までの期間に不可能な理由が不明のため変更しないものとします。
28	添付資料⑧					備品リスト	各備品の個数については、運営上無駄のないよう、貴県との協議事項にいただきたいと考えます。	個数については、原文のとおりとします。
29						その他	県民の利便性に配慮し、ファミリー公園前駅の運行時刻表ダイヤの改定(急行列車の停車等)を奈良県様から近畿日本鉄道㈱に申し入れる必要があると考えます。もしくはダイヤ改定される予定があれば情報開示をお願いいたします。	現時点では、県から近畿日本鉄道株式会社に申し入れる予定はありません。
30						質問・意見の受付及び質問への回答の日程変更について	要求水準書(案)に関する質問への回答が平成23年1月14日に変更されました。提案書作成等入札準備に要する期間を勘案すると、提案書受付が5月というスケジュールはかなり厳しいと史料されますので、スケジュールの再考をお願いします。	提案受付時期など事業者募集スケジュールについては、できる限り意見を考慮したいと考えますが、平成26年7月全施設供用開始を考慮すると、かかる提案書提出時期の大きなスケジュール調整は難しいと想定しています。